

令和5年度 文京区議会

子ども・子育て支援調査特別委員会
視察報告書



視察概要

1 視察日程

令和5年12月11日(月) 午後1時～4時

2 視察先

豊島区児童相談所（豊島区長崎三丁目6番24号）

3 視察目的

- ① としま子ども会議：「子どもの権利に関する条例」に基づく、子どもの意見表明に関する事業の調査・研究
- ② 豊島区児童相談所：児童相談所業務に関する調査・研究

4 視察参加者

委員長	板倉	美千代
副委員長	高山	かずひろ
理事	ほかり	吉紀
理事	山田	ひろこ
理事	宮本	伸一
理事	金子	てるよし
理事	浅田	保雄
理事	西村	修
委員	吉村	美紀
委員	豪一	
委員	上田	ゆきこ
随行	佐藤	武大（子ども家庭部 児童相談所準備担当課長）
随行	木口	正和（教育推進部 教育センター所長）
随行	糸日谷	友（区議会事務局議事調査担当）

視察内容① ～としま子ども会議～

1 視察先対応者

子ども家庭部 子ども若者課長 小野 義夫 氏

子ども家庭部 子ども若者課地域支援係長 駒米 智恵 氏



小野 義夫 氏



駒米 智恵 氏

2 としま子ども会議とは

「豊島区子どもの権利に関する条例第20条第4項」に基づき、子どもが区政について話し合い、意見を表明する場を設けることで、区政に子どもの意見を反映するとともに「児童の権利に関する条例」や「豊島区子どもの権利に関する条例」に定める子どもの権利である意見表明権の確保を図るものである。

令和2年に第1回が行われ、今年で4回目の開催となる。

「豊島区子どもの権利に関する条例」第20条第4項

区は、時代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聞き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。



なやミミ



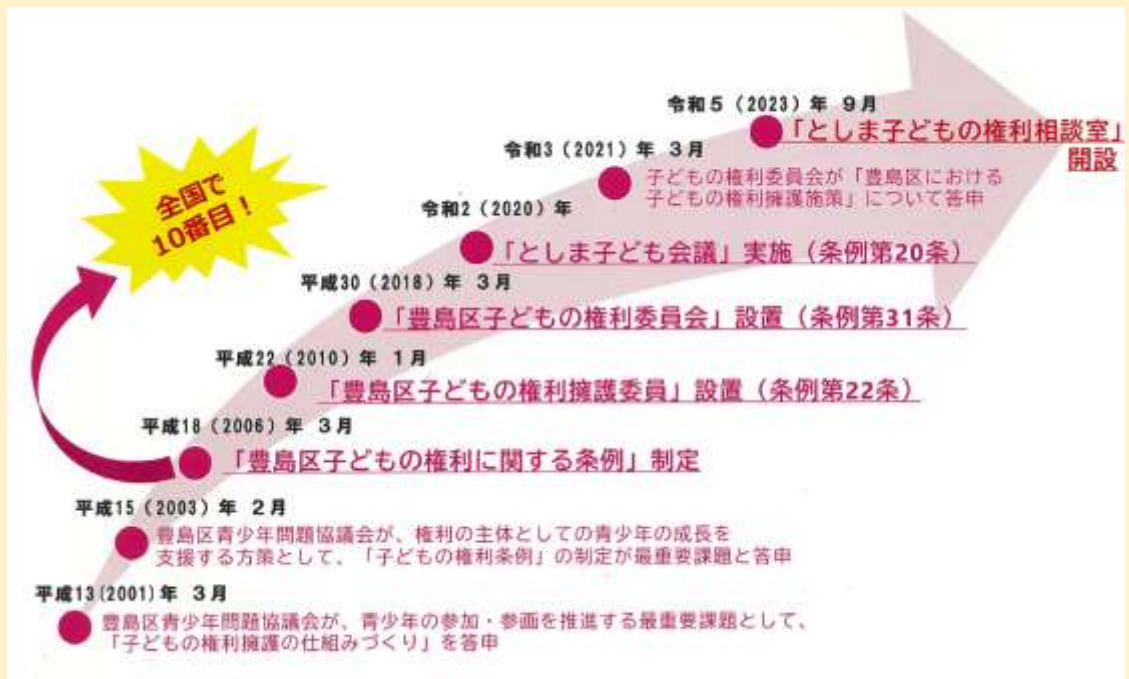
すいトリ

※それぞれ豊島区職員がデザインしたオリジナルキャラクター。
ネーミングは豊島区の小学生から募集し決定。
子どもが相談・安心して話をできる施設や窓口に配置されている。

★としま子ども会議の前提として

～豊島区での子どもの権利施策の歩み～

- 青少年問題協議会の答申を受け「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定。以後、この条例に基づき、条例の具現化のための様々な施策を展開している。



※視察当日の資料より

～現在行われている子どもの権利に関わる様々な施策～

■ としま子どもの権利相談室



※ソファとぬいぐるみはIKEAから寄付されたもの。

■ 権利条例の周知用パンフレット



※マンガ版を作成。

■ 区長への手紙



※折るとそのまま手紙に。

3 これまでのとしま子ども会議（令和2年～4年度）

第1回の令和2年度はコロナ禍のため、オンラインでの開催であった。その後、以下のとおり、毎年改善を重ねながら子どもたちの意見を聞いてきた。

- ・第1回：子どもの意見を引き出すことに長けた民間のファシリテーターを導入
- ・第2回：「区の取組」についての講演会を実施、また職員ファシリテーターを導入
- ・第3回：チームごとにテーマを深く知るための調査を実施

■としま子ども会議の変遷



※視察当日の資料より

4 令和5年度のとしま子ども会議

これまで、子どもたちから様々な意見をいただくが、会議で意見を聞いてそれで終わってしまう、また子どもの意見が施策に反映できない、という課題があった。そのため、令和5年度は下記の変更を行った。

(1) 令和5年度の変更点

- ・豊島区ではこんなことに困ってる、或いはこんなことを子どもたちに決めて欲しいという意見を庁内から募集し、四つのテーマに絞った。

■令和5年度のテーマ

- ①障害のある方への理解促進
- ②放課後の過ごし方について
- ③行きたくなる学校について
- ④「子どもの権利」について知ろう！広めよう！

- ・開催時期について、これまで発表は12月だったが、そうすると来年度の予算はすでに固まってしまっている。そのため、今年は夏休みの7月・8月に会議を集中して行い、発表も8月に行うことで、意見を来年度の予算に反映できるようにした。

■開催時期の変更

【これまで】

- ・会議：6～12月まで
各月1回実施。
- ・発表会：12月に開催。



【今回】

- ・会議：7、8月の夏休み期間に
集中して実施。
- ・発表会：8月に開催。

(2) 令和5年度の子ども会議の様子

テーマについて話し合う会議は午前、午後2時間ずつ、計3回実施。意見発表会は、全面的に議会の協力も得ながら、豊島区議会本会議場で開催した。

■開催スケジュール

① 7月24日

- ・調査活動

職員ファシリテーターを中心に、区役所の担当課を訪問したり、障害のある当事者の方からお話を伺うなどの調査活動を行った。

② 7月28日

- ・意見交換

課題についてアンケートを取ったり、改善のために自分がどう関われるかなどの意見交換を行い、各自の意見をまとめていった。

③ 8月1日

- ・資料作成

発表に向けての資料を職員ファシリテーターのサポートを受け、チームメンバーの意見を聞きながら作成した。

④ 8月19日

- ・意見発表会リハーサル

⑤ 8月20日

- ・意見発表会



※意見発表会後の集合写真

(3) 令和5年度の子どもたちからの意見

何かを伝える際には文字・紙ベースではなく、動画の方が効果的である、など当事者目線の意見。また子ども自身が、「私も参加します」「私は何々をします」というような主体的な意見もあり、テーマに対し自分事として捉えている様子が見て取れた。

■テーマに対する子どもたちの意見

①障害のある方への理解促進

- ・子ども向け YouTube
- ・土曜公開授業で特別授業実施
- ・絵本、パンフレットの作成
- ・障害を知るために体験教室やイベントに参加しよう

②放課後の過ごし方について

- ・中高生の施設や居場所を増やす
- ・カフェなど企業に協力してもらい事前チケットを購入し利用
- ・ikebus など公園や小中学校にバス停を配置し子ども専用ルートを作る
- ・公園に自転車置き場を作る
- ・空き家を利用し区民ひろばを作る
- ・小学生でも遊べる遊具のある公園がほしい

③行きたくなる学校について

- ・休み時間は好きな場所で過ごす
- ・文化祭をやる
- ・単元ごとに好きな先生の授業を受け評価する
- ・タブレットに教科書の内容を入れる
- ・自分たちでクラスを決める
- ・給食の食べ残しを解決する

④「子どもの権利」について知ろう！ 広めよう！

- ・アニメやゲーム作成やコラボ動画をTikTokで流す
- ・子どもが講師となり出前授業の実施
- ・子ども向けHP作成
- ・学校で壁新聞を作る
- ・サンシャインのイベントで講演会
- ・大型モニターで映像を流す

5 としま子ども会議「報告会」の開催 ～新たな取り組み～

令和5年度から、子どもたちからの意見・提案に対して、区はどのような対応をしているのか、子どもたちに回答する報告会を行うこととした。検討状況や、何ができて、何ができないのか、その理由は何かを、子どもたちが理解できるようにしっかりと説明することが必要であり、現在、開催に向け取り組んでいる。

■報告会の概要

- ・日時：令和6年1月中旬
- ・会場：豊島区議会 本会議場
- ・内容：子ども会議での意見、提案に対する各課からの報告
子どもたちからの質疑、感想の発表



すいトリ



なやミミ

6 主な質疑応答

Q1:	教育委員会との関わりについて伺いたい。子どもの場合は普段の生活の半分以上が学校なので、この子ども会議や子どもの権利に関わる施策は学校を巻き込んだやり方が有効だと思うが、現状はどうか。
A1:	おっしゃる通り、学校も教育委員会も巻き込んでいかないと、やはり子どもの施策は進んでいかないと考えている。 具体的な取り組みとしては、権利擁護委員になっている弁護士さんが主となって、子どもの権利に関する出張講座を学校で行っている。また、子どもだけでなく、大人も子どもの権利についてしっかりと理解をしていただくことが大切である。出張講座は学校の先生も受けてもらっており、異動で他の自治体から来た先生にも、必ず子ども権利の話を教育委員会から行っている。今後は保護者を巻き込んだ研修なども行っていく必要があると思っている。
Q2:	豊島区の子どもの権利に関する条例の 2 条の定義について、「子ども 18 歳未満のすべての者及び規則で定める者」と規定されているが、この規則で定める者というのはどういう方になるのか。
A2:	区内在住はもとより、豊島区内の学校に通ってるお子さん、区外もしくは他県から通学している中学生や高校生なども、規則で対象としている。
Q3:	子どもの権利相談室について、子どもがアクセスしやすいことが重要だと思うが、現状ではどういった相談経路が多いのか。
A3:	様々な形態での利用ができるが、最初の相談は電話がほとんどで、その後、直接会ってというケースが多い。1 人で相談室まで来ることが難しい場合は、区民ひろば（赤ちゃんから高齢者まで利用できる施設）まで相談員が行くといった場合もある。また、豊島区では公立の場合は 1 人 1 台タブレットが配布されており、そのタブレットのアイコンの一つに子ども総合相談のメール入口もある。それ自体は子どもの権利相談ではないが、そういったところから相談に繋がる場合もある。
Q4:	令和 5 年度の子ども会議は予算編成前に開催するようにしたということで、実際に出た意見で、予算に反映するような方向で検討されてるものはあるのか。
A4:	他の部署がどこまで予算要求してるかはわからないが、我々、子ども若者課としては、実際にでた意見の、子どもの権利についてのわかりやすい子ども向け HP を予算要求している。

Q5:	参加者からの意見で、過去に無理難題なお願いなどはあったりしたのか。
A5:	意外と子どもたちは現実不可能な夢のような物語は語らず、本当に未来の豊島区を良くしていきたいという意見が多い。今年の見解でユニークなものだと、教育関係で、単元ごとに好きな先生の授業を受け評価する、自分たちでクラスを決める、などがあつた。
Q6:	子どもたちも言った意見が通ればこの会議について覚えているものも多いと思うが、わからないままや、フィードバックがないままだと、感じるものも違ふと思う。現状、参加した子どもからの評価はどうなのか。
A6:	これまでの会議では、「議場と言う場で意見を言えたことは良い経験でした」というような感想は多くいただいている。今回初めて報告会を行い、子ども達の意見に対してのフィードバックをすることで、参加者からは、それは違ふなとか、これまでと違ふた意見が出てくるのかなと思つている。
Q7:	子どもたちから出された意見要望で、教育的指導として、また行政としてはっきり物を言わなきゃいけないということもあると思うが、どう対応しているのか。
A7:	条例、また子ども会議の趣旨からは、まずは子どもの意見を聞くということが大切で、自分の思いを伝えることはできるんだよ、我慢しないでいいんだよという、まずはそこが大切である。その後の段階として、全ての意見が通るというわけではなく、それをどのように説明していくかが我々の力量であつて、大人もその理由をしっかりと伝えていくことが必要だと思ふ。まずは意見を聴く、その後大人として伝えなければいけないところは伝えていく、そういうふうにしなないと、子どもからの意見を聞いて施策に反映することにはならないと考へており、今回、新たに始める報告会がその第一歩だと思つている。



視察内容② ～豊島区児童相談所～

1 視察先対応者

豊島区児童相談所 所長

豊島区児童相談所 児童相談課長

豊島区児童相談所 児童相談課一時保護グループ係長

豊島区児童相談所 児童相談課管理グループ係長

豊島区児童相談所 児童相談課管理グループ係長

豊島区児童相談所 児童相談課管理グループ主査

豊島区児童相談所 児童相談課管理グループ

2 施設概要

23区中7番目の児童相談所として、令和5年2月1日開設。外観を含め施設には、姉妹都市である秩父市の木材が使用されている。



施設外観



住所：豊島区長崎三丁目6番24号

西武池袋線 東長崎駅北口より徒歩7分

西武池袋線 椎名町駅北口より徒歩8分

施設階層	
3階	児童相談所
2階	児童相談所
1階	長崎健康相談所・消防団施設
地下1階	長崎健康相談所
延床面積	3198.22 m ²
構造	鉄筋コンクリート造

3 業務体制

(1) 児童相談所で受け付ける相談の種類

下記の表のとおり、主に4つに分類される。令和5年2月の開設以降の相談件数は、養育困難についての相談が約1割、児童虐待に関する相談が約6割、合計すると約7割が養護相談である。割合としては全国的にも、同じような状況が見られるところである。



(2) 相談の流れ

相談の入口としては様々な場合があるが、虐待通告であればすぐに調査に入り、48時間以内に安全確認を実施している。

相談・調査の後には必要に応じて、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断といった専門的診断を実施し、援助方針を決定する。虐待対応件数の中で一番多いのが心理的虐待で、全体の約半数であり、この傾向も全国的に同じである。

援助方針は、児童福祉司、児童心理司、看護師、保健師など様々な専門職が関わって決定される。その中で、一時保護解除時に子どもが家庭に帰れる場合には、家庭支援の方向で検討し、そのプロセスについての話をしていく。家庭には戻れないケースについては、施設入所、あるいは里親委託の検討と、主にこの3つの流れとなる。

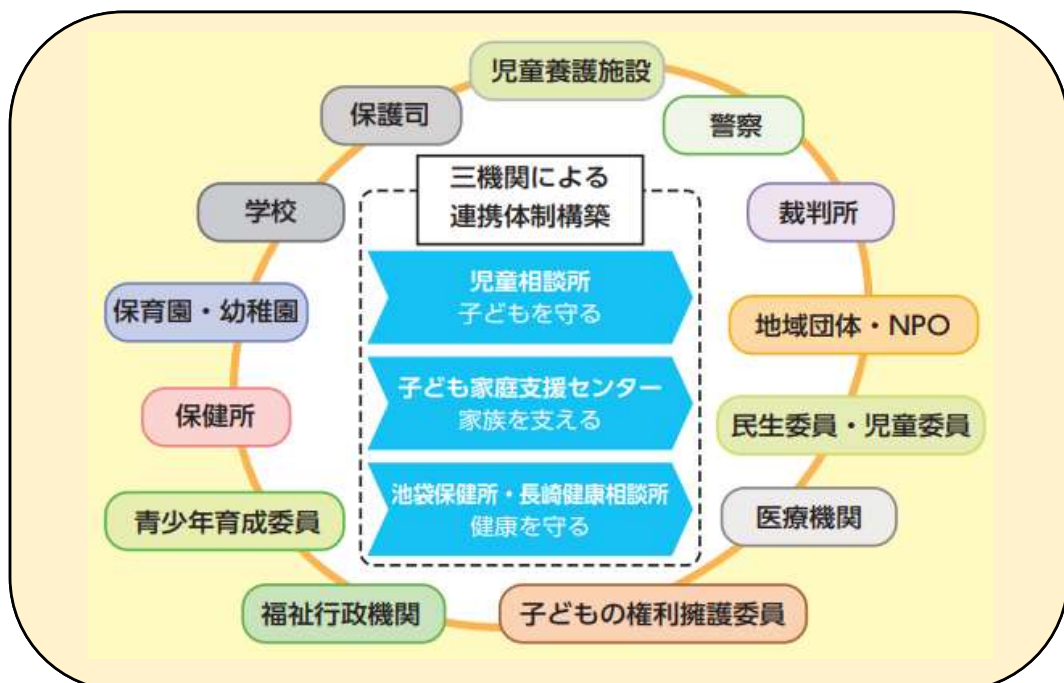
また、開設以降の虐待対応件数は東京都で受けていた時よりも上回る状況である。虐待対応件数が増えたのは、本来は児童相談所が持つべきであろうと思われるケースを子ども家庭支援センターが受け持っていたことも要因としてある。各区で児相が開設された場合、そういった潜在的ケースが掘り起こされることが想定され、それに対応できる職員体制の構築が必要だと考えている。



(3) 関係機関との連携

豊島区児相は長崎健康相談所が併設されており、事前に連携することで妊娠期から養育困難家庭にアプローチでき、虐待の未然防止に繋がるところを大きなメリットと考えている。この池袋保健所・長崎健康相談所、子ども家庭支援センター、そして児相の3機関が綿密に連携し、児童虐待の防止及び早期発見を目指していきたい。

また、里親家庭への支援も非常に重要であり、豊島区児相内にフォスタリング（里親養育包括支援）機関を設置している。今後、22ある小学校区域内それぞれに2家庭ずつ、44家庭の里親登録を目指して取り組んでいる。



4 施設見学



受付①



受付②



受付③ ※施設内は木材が多く使われている。



待合室①



待合室②



相談室①



相談室②



相談室③ ※これ以外にも複数のタイプの部屋を完備



相談室④ ※療養の設備を完備



プレイルーム



医務室①



医務室②

5 主な質疑応答

Q1:	<p>虐待の一番悲しいところは、子どもを一番守るべき親が加害者だということである。介入できる場所とできない場所、虐待を認められない親とその親の元に帰りがたがる子など、もどかしさを感じることもあったと思うが、これまでのそういった事例、またそれに対する対応等があれば伺いたい。</p>
A1:	<p>現状をお伝えすると、虐待の通告があった際は、まず子どもの様子を見ながら、保護すべきかどうかを所内で検討する。その際、保護者に対してどうするかではなく、何よりもまずは子ども優先で対応している。加えて、身体的虐待よりも心理的虐待が多い、虐待通告の件数は今後も増加していこうという中で、早急な対応とともに、重症度が生じそうなケースについては、迅速かつ確実な見立てが必要だと感じている。</p> <p>また、子どもの最善の利益を守る児童相談所であるが、今後行われる法改正でも、保護者支援の必要性が言われており、本区でも保護者への支援プログラムをしっかりと行っていきたい。親御さんが虐待を受け止められない要因には、おそらく心理的なものがあり、一般的によく言われるのは親御さんも虐待歴がある、つまり虐待の連鎖というものがある。まずはその辺をしっかりと親御さんと話をする。そういった中で、親御さんにも、虐待は駄目だという理解をしてもらえようようなプログラムを考えている。</p> <p>合わせて、豊島区は日本国籍だけではなくて外国籍の方も多くいらっしゃり、やはり言葉の違い、文化の違いでなかなか虐待への理解が進まないことも実務上ある。そういった外国人の方への対応については、一層の工夫が必要だと感じている。</p>
Q2:	<p>親御さんが高学歴であったり、教育レベルは高いが、発達障害のグレーゾーンであり、虐待に対する理解が進まないといったケースもあると聞いた。そういった中で、先ほどお話のあった保護者支援プログラムの中身について、お伺いしたい。</p>
A2:	<p>親子に実際に来ていただいて、心理職が中心となって、親子のカウンセリングを通じて、親御さんが今何を考えて何が問題なのかを聞き取りながら、その親子関係の問題点を探っていく、その親に対して一番よい支援のあり方をプログラム化していく、といった流れを考えている。</p>
Q3:	<p>一時保護所の入所期間については、こういった状況か。また、18歳以降のいわゆる社会的養育経験者への支援については、今後どう考えているのか。</p>
A3:	<p>入所期間は様々だが、期間が長くなる場合としては、受け入れ先の児童養護施設が満床で入所できないなど、出先がないということが一つ大きな要因である。これは児童養護施設の方で、様々な子どもたちを受けていく中で運営が難しくなり、定員未満の入所数の施設でも、現状では受けられません、と言われていたりすることも</p>

	<p>多くある。加えて、今18歳以上の方も延長ということで児童養護施設の人数枠の中に入れるので、その分、入所できる枠が減るといことがある。</p> <p>また、18歳以降の社会的養育経験者に対する新たな支援については、国や都の支援、また大学に行く場合には、財団からの大学費用の援助などがあるが、実際に児童養護施設を卒業した後に実生活を送るにあたっての、実際の生活費についても支援を考えていく必要がある。豊島区では来年度の事業として、卒業する方たちに、生活に充てられる支度金のようなものを支給する事業を検討している。</p>
--	---

Q4:	職員の執務室の密度が高いと感じたが、状況はどうか。
A4:	なかなか職員数に対してスペースを増やすことは非常に大変なところであるが、会議室の活用や職員配置についても考えつつ、事務所機能の改善を図っていきたいと検討している。

Q5:	ソフト面については、開設以降、何か見えてきたものはあるか。
A5:	ソフト面は人材、人に尽きる。人員配置については法定基準があるが、やはり虐待の件数が今後増えていくという方向性も含めて、人を確保していく必要がある。また、児童相談所を運営することは、専門職の採用・育成をずっとローリングしていくことであり、これまでの福祉現場等での専門職の活用とはまた違った立ち位置で、計画的に人材育成計画を立てていくことが重要だと感じている。

Q6:	里親について、里親を希望される方への研修は、現状どういった形で行っているのか。また、認定基準について、都の認定基準と区の基準、どちらを当てていくのか。
A6:	<p>研修についてはフォスタリング機関でやっていただく予定である。これまで東京都が依頼をしている団体で、豊島区もそちらの団体に研修をやっていただいている。プログラムもこれまでと同じものを行う予定である。</p> <p>また、認定基準についても、東京都と同じ基準で行っている。区ごとに基準が違うよりも、そこについては広域調整という点で東京都がやっているものを踏襲している。今後、東京都でやってきたことを区の中に落とし込みつつ、その中で必要に応じて新しいものを検討していく流れになるかと考えている。</p>

Q7:	里親について、豊島区内の子どもを、豊島区内で里親を受けるケースがあると聞いた。慎重な判断が必要だと思うが、どういうケースなのか。
A7:	虐待ではなく養育困難で、例えば親の精神的な病気だったりとか、ある程度親の力をフォローすることによって、養育が可能になる、またそこに至るまでに少し時間がかかるといった場合には区内でも里親に委託しているケースがある。その後、家庭復帰になる子もいるので一連の手続きは慎重に進めている。

視察の感想

板倉 美千代 委員長

①としま子ども会議について

豊島区は、2001年から青少年問題協議会の答申を受け、2006年、全国では10番目となる「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定。子どもの権利擁護委員や権利委員会を設置し、意見表明の手段として「としま子ども会議」が盛り込まれ、今年度は4回目。子どもたちの意見を「聞くだけ」にとどめず、区の施策へ反映できるように変える、テーマを絞る、会議は夏休み期間に集中する、など工夫し、報告会も行っていて、文京でも、子どもたちには意見表明できる権利があることを知らせるとともに、中学生サミットに加え、幅広い年齢の子どもたちの意見をくみ上げる“場”を早期につくることが求められていると思いました。

②豊島区児童相談所について

今年2月開設の児童相談所の虐待相談は、開設から10月末まで560件以上と増加の一途で、子ども家庭支援センターと母子保健の専門機関「池袋保健所・長崎健康相談所」の3機関が核となって“オールとしま”の児童相談体制で「児童虐待ゼロ」を目指す意気込みが感じられた。わが区の見相開設担当者との交流も深いとのことなので、先行区の事例を大いに参考にし、“子どもを守る強い体制を”と願います。

高山 かずひろ 副委員長

①としま子ども会議について

全国で10番目となる「子どもの権利に関する条例」を設置した豊島区では、本年9月に子どもの権利相談室を開設するなど次代を担っていく子どもの声を積極的に反映していく姿勢に、多くの自治体が視察に訪れています。会議前には子ども目線による区の課題を調査した意見交換、資料作成を経て本会議場を使つての担当課への質疑から感想発表までを行う本格的な取り組みに大変好感を持ちました。文京区においても、まずは職業体験の1つとして学校と連携した教員ファシリテーター制による取り組みをぜひ検討していきたいと思えます。

②豊島区児童相談所について

限られた人員とスペースの中で48時間の内に対処を行う仕組み作りは大変に参考となりました。児童虐待は本来、子を守るべき保護者が加害者であるという点から様々な機関等が連携し問題解決の専門相談機関としての役割をしっかりと担う事の出来るよう、令和7年の「文京区児童相談所」開設に向けた職員研修や人材の育成登用の必要性を改めて持ち帰りました。

ほかり 吉紀 委員

①としま子ども会議について

令和2年度から始まった子ども会議は、当初6月から12月にかけて毎月1回の会議を実施していたが、今年度から7月8月の夏休み期間中に集中して実施する事となった。従来の方式だと、前回の振り返りに時間を割かなければならず、議論が進みにくい問題点があったそう。短期間に集中して実施することにより、子どもたちの集中力アップにより議論が活性化するとともに、予算編成前に会議が行われることにより、会議の意見を予算要求に反映できるメリットがある。この対応は柔軟で素晴らしいと感じた。文京区でも子どもたちの夏休み期間中に、議会に触れてもらう試みを行いたいと思う。

②豊島区児童相談所について

児童相談所を視察したが、キャパシティが足りていないと感じた。また、一時保護の後の児童養護施設の定員も不足しているとの事だった（18歳を過ぎても施設に留まることができると定員に空きが出にくいそう）。保護だけでなく、児童養護施設での職業訓練など、施設入所者の就労サポートなど、自立支援を行うことも重要ではないかと感じた。

山田 ひろこ 委員

①としま子ども会議について

2006年に制定した「豊島区子どもの権利に関する条例」は全国自治体の中で、10番目と早い。「子ども権利相談室」の開設は子どもの置かれた状況を改善する取組であり、また、「としま子ども会議」は、子どもを一人の人間、権利の主体として尊重する視点からの施策であり、我が区も大いに見習うべき点であると感じた。

②豊島区児童相談所について

本年2月に開設した児童相談所の職員室には約50名の職員が働いているものの、既に人手不足の課題をあげており、同時にワーキングスペースの確保も課題であった。限られたスペースでの人のオーバーフローは、文京区もそれを想定した対策を講じておくことが必要だと感じた。また、日本では中々普及しない「里親制度」に力をいれているところは素晴らしいと思った。子どもは、あたたかい家庭で愛されて、大切に育てられることで、健やかに成長できる。現在20家庭がこの制度に登録しており、44家庭を目指しているとのこと。豊島区は「オールとしま」による体制を構築しつつ、児童虐待の防止や早期発見の取組みを進めていると実感した。

宮本 伸一 委員

①としま子ども会議について

1989年に「子どもの権利条約」が国連で採択され、日本も1994年に批准した。この精神に則り、本年4月に施行された「子ども基本法」では子ども中心の社会構築に向けて、子どもの声を聞くこと、子どもの社会活動への参画を基本精神の1つとしてある。この取り組みを、豊島区の「としま子ども会議」は先進自治体として2020年からスタートし、これまで3回に渡り会議を実施。回を重ねるごとに内容の改善をしてきていることなどを視察し、大いに参考になった。特に、子どもの意見を聞くだけでなく、その考え方に対するこちら側の考え方を伝え、さらに意見を聞くという対話が必要になることと実感した。文京区での取り組みに反映するべく、引き続き推進をしていきたい。

②豊島区児童相談所について

本年2月からスタートした豊島区児相を視察。1つ1つの施設の細部にわたり工夫をこらし、子どもを丁寧を受け入れる態勢をとっている。職員の確保については引き続き課題ときいた。また、一時保護や里親については、広域的な取り組みが重要であるとのこと。また、保護者の更生に向けて保護者支援プログラムを検討している。大いに参考になった。こうした先行事例を参考に、文京区での児相開設・運営に向けて推進をしていきたい。

金子 てるよし 委員

①としま子ども会議について

としま子ども会議は、2001年3月に青少年問題協議会の「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申したことに遡る取り組みの蓄積の上での取組だったという。子どもの意見を聴き、来年度は何らかの施策を予算にまで反映させようという意欲的取り組みに触発される思いだった。私たちも子どもに声を学び、自治体の取組に反映させる努力を積み重ねていきたいと感じた。

②豊島区児童相談所について

児童相談所の現場を視察させて頂き、現場で医療に例えると児相は「急性期」対応に相当するとの説明を頂いた。子どもの状況・課題に応じて、現場職員の皆さんが子どもの権利の保障にむけて取り組んでいることに敬意を表したい。

①としま子ども会議について

「児童の権利に関する条約」や「豊島区子どもの権利に関する条例」に定める、子どもの意見表明の場として「としま子ども会議」は、大変興味深い。子どもの人権を守る上で重要な役割を果たしていくように思われる。行政は、これまでは、子どもに対し「指導する」「教育する」の立場を取っていた。しかし、子どもの社会参加の場を確保、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みにすることは、これまでと大きく発想の転換が必要である。区においても、文京区版「こどもの権利条例」の制定が求められる。

②豊島区児童相談所について

様々な、そして複雑な子どもを取り巻く環境に対応する、職員態勢の確保がなされている。しかし、職員の執務スペースが狭く、隣の人との間隔や、向かい合わせの職員との距離があまりにも近い。職員の事務作業のスペースが狭すぎるように感じた。様々な、困難事例への対応、個人情報の保護など問われる課題が多い中で、職員の精神的負担も多い。だとするならば、職員の事務作業スペースに余裕を持たせた空間の確保が問われる。これは、文京区においても、絶対的に必要な課題である。

①としま子ども会議について

議員に対する答弁も大変だが、子どもからの質問に対する答弁は、大人からより悩むところのこと。なぜ出来ないのかななどの返答も、子どもが理解できるように丁寧に説明する必要がある。大人の都合で、どうせ出来ないのだろうと、諦めてしまい、質問さえでなくなる懸念。豊島区にはかつて西巢鴨、雑司ヶ谷、池袋、高田などヤンチャな中学生が存在した時代があったが、いまではすっかり全エリアにわたり大人しい子ども達で形成されているとの事でした。サンシャインを建て替えるなどといった突拍子もない質問はないものの、先生の通信簿をつけるアイデアなど、興味深い意見があがる。

②豊島区児童相談所について

大きな繁華街を持つ豊島区は、豊島区民だけではなく他府県からの中高生の非行相談が多々ある。児童相談所内には心理を読み取る箱庭療法設備のある相談室、角部屋 2 ドア室、リラックスさせるための畳を設置した部屋や性被害を受けた専用の部屋などが充実。自分の子どもが可愛くない、可愛がらせ方がわからない、子どもと接する仕方がわからない判断を見極めるプレイルームや、心にダメージを受けた子ども対応など。

私自身が持つ見相への見解は、見相の役割が益々拡大され充実していくことは本来は逆であり、見相がない世の中にしなくてはならないと考える。教育虐待や、家庭の貧困や発達障害なども因果関係もあり、また食育学会理論では定説な発達障害の大部分の原因は、有害な農薬、遺伝子組み換え食品、化学的に形成された『食』に問題ありと考える。ならば、見相をつくるより自然食を推進や食の安全性の整備や徹底の方が重要と捉える一面もある。これからも私は見相が必要としない世の中をサーチしていきます。

①としま子ども会議について

豊島区では、子どもたちが区政などについて話し合い、自分の意見を発表する場として「としま子ども会議」を令和2年度から開催しているところ、今回の視察では、「としま子ども会議による子どもの参加促進」について説明を受けた。現時点においては、としま子ども会議に参加している子ども達が参加にあたり応募した際の倍率はそこまで高くなく、応募者全員が参加できている状況のようだが、今後の周知により倍率がどのように変化していくのか注視していきたい。としま子ども会議にて話し合うテーマを全庁的に募集した、という点はとても良い取り組みであると考え。今後は、としま子ども会議での子ども達への意見がどのように区に反映されたのか、仮にされなかったとしたらどのような理由からなのか、という点を子ども達に報告するための報告会も実施するとのことであるが、報告会実施後に、報告会の効果及び今後の課題についてとりまとめていただき、豊島区はどのように分析されたのかをお聞きしてみたい。

また、豊島区では、子どもの権利相談室が令和5年9月6日にオープンしており、子ども自身が自らの悩みを直接相談する手段の拡充として効果が期待できる。配布しているタブレット端末にも、相談するためのツールが用意されていることも良い取り組みであると思った。現在は、電話相談が多いようだが、直接赴くことができる場所として、子どもの権利相談室の開設は重要な意味を有するものと考え。今後は、一定期間経過後に、子どもの権利相談室設置における効果及び対応事例についてもお聞きしてみたい。

②豊島区児童相談所について

豊島区児童相談所の施設内も視察させていただいた。現場の苦労等も実際にお聞きすることができ意味のある視察となった。今回見聞した内容を、文京区の児童相談所開設の際に生かしていけたらと思う。

豪一 委員

①としま子ども会議について

「豊島区子どもの権利に関する条例」第20条第4項に基づき、子どもたちが区政などについて話し合い、意見を表明する場を設けることで、区政に子供の意見を反映するよう努めるとともに、こどもの意見表明や社会参画の確保を図ることを目的として実施している。

感想として社会経験の乏しい、未成年の意見をどれだけ反映できるのか、意見聴取とともに、社会教育も欠かせない。子どもの社会参画意識向上のために本質の担保に期待したい。

②豊島区児童相談所について

施設は西武池袋線「東長崎駅」徒歩7分、「椎名町駅」徒歩8分、落ち着いた住宅地に児童相談所は開設された。この場所ならば子どもの相談を受ける環境としては申し分ない。心安

らかに子どもたちの対応ができそうな場所である。

施設内の相談室数は 10 以上であるが、それぞれ内装色、家具、広さ、配置等違い、相談所に訪れる様々なケースに対応する。職員不足が深刻であり、想定以上の相談所のニーズに職員が不足し、施設内の職員ブースは手狭である。

上田 ゆきこ 委員

①としま子ども会議について

「子どもの権利条例をつくることと、条例に基づき、子どもの権利の推進や子どもの意見表明の場を増やしていくことは別のこと。もし、文京区で子どもの権利条例をつくるのなら、条例に紐づいた事業計画と連動する形にした方がいいよ。」と、既に子どもの権利条例のある自治体の議員にアドバイスされたことがあります。

豊島区では、豊島区子どもの権利に関する条例が平成 18 年に施行されて以来、条例の啓発と様々な子育て支援事業に取り組まれてきましたが、令和 2 年度に子どもの権利推進や子どもの貧困対策などのための「豊島区子ども・若者総合権利計画」策定され、としま子ども会議の開催が始まるなど、条例に基づく事業がさらに強化されています。

文京区においては、これから子どもの権利条例や若者計画などの策定が予定されており、その際には豊島区の事例を参考に具体的な事業と合わせて考えていきたいと改めて感じました。

②豊島区児童相談所について

中核市を含めて複数の児童相談所を視察したことがあり、どの児相も基本的な機能については大きな差異はなく、委員会資料等で確認した文京区児相の間取りも一般的な児相に必要な設備が備わっていることを確認してきました。しかし、豊島区児相を見学して、その忙しさ、連携する主体の多さ、国際化など、文京区が直面すると予想される課題が想像以上に多いのではと不安になりました。

具体的には敷地面積に制約があるため、多職種連携に必要な職員室のスペース不足など、おそらく文京区にも起こりうると考えると、フリーアドレスやペーパーレスの推進など執務スペースを整理して、情報共有がスムーズになるよう工夫が必要だと思いました。

豊島区は新庁舎移転にあたり、会議室の予約システムを導入して効率化を図ったと聞いていたのですが、児相はドアサインが手動とのことで、DX の徹底の難しさを感じました。とはいえ、そもそも文京区は執務スペースの有効活用についてもまだまだ改善の余地がありますし、児相を含め DX をさらに進めてほしいと思います。

豊島区児相職員の皆様が丁寧に実態を教えてくださいましたので、具体的な改善点がわかり、本当に助かりました。お隣のよしみで R 7 の文京区児相開設までどうかご助言くださいますように心からお願いいたします。